食品リサイクル

未利用食品

食品製造・販売

回収運搬

food circulation!

農畜産生産事業者

飼料・肥料化施設

食品リサイクル法は、大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するために平成 12 年に制定されました。食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等に係わるものが、一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用および熱回収、ならびに食品廃棄物等の減量（これらを食品リサイクル法では食品循環資源の再生利用等といいます）に取り組むことで、環境負荷の少ない循環を基調とする循環型社会の構築をめざします。

Suehara sangyo

有限会社
末原産業
宮崎県宮崎市田野町乙 9471-4
FAX 0985-86-4252

ご相談・お見積もり依頼は
0985-86-3679

末 原 産 業　検索